

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 1 5 号

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例

相模原市立市民健康文化センター条例(昭和 5 8 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則第 3 項に見出しとして「(議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)」を付し、附則に次の見出し及び 4 項を加える。

(令和 8 年度から令和 1 9 年度までの間における相模原市立北市民健康文化センターの管理の特例)

- 4 第 4 条第 1 項に定める休所日のほか、相模原市立北市民健康文化センターの休所日は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 1 月 1 日から同年 3 月 3 1 日までの間において規則で定める日までの間の日(同項に定める休所日を除く。)とする。
- 5 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日までの間の相模原市立北市民健康文化センターの管理については、第 1 8 条の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
- 6 令和 1 0 年 1 月 1 日から令和 2 0 年 3 月 3 1 日までの間の相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者の指定については、第 1 9 条及び第 2 0 条の規定にかかわらず、市長は、令和 6 年度において、令和 2 0 年 3 月 3 1 日までの間、同施設の設計・改修工事、総括管理、維持管理及び運営に係る業務を担うものとして選定する事業者のうち、同施設の総括管理、維持管理及び運営に係る業務を担当するもの(以下「総括管理業務等担当事業者」という。)を指定管理者として指定することができる。
- 7 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、総括管理業務等担当事業者に対し、第 2 0 条第 1 項に規定する書類の提出を求め、指定

の基準に適合していることを確認して総括管理業務等担当事業者を指定管理者として指定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年4月1日前における相模原市立北市民健康文化センターの施設及び附属設備の利用に係る料金の還付に関する事務は、同日以後は、市長が行うものとする。この場合における相模原市立市民健康文化センター条例第10条の規定の適用については、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。